

2024.5.9

田村まみ組織内参議院議員、厚生労働委員会で修正案を提出！

雇用保険法改正の修正案について

本国会に提出された雇用保険法の改正案について、4月25日と5月9日の質疑も踏まえ、修正案を提出しました。



田村まみ議員

<https://youtu.be/DMTybfkj4ll>

田村まみ組織内参議院議員、発言抜粋

雇用保険法の改正に対する修正案について



まみに聴かせてキャンペーンに寄せられた声

「時給アップが今春も決まり、**年収の壁**で**雇用保険喪失**手続きをしなくてはならない従業員が増大します。」

「2024年度4月より**20時間未満の従業員が雇用保険対象外**となった。若いパートナーさんの育児に関わる手当が無くなる。ただでさえ若いパートナーさんが休みの都合(土日祝など)の条件がなかなか合わずに入社しないのに、今働いて頂いている若手のパートナーさんまで働きにくくなる。なんとかして欲しい。」

「今後の働き方について：**扶養範囲内の人が時間短縮にする人が多く、雇用保険に加入出来ない人が増えてきてしまう。**」

「扶養内で働いています。賃金アップはありがたいですが壁を意識して働いている者にとっては**働く日数が減ることによって雇用保険喪失の寸前まで来ています。13年間掛けてきた失業保険がもらえなくなります。国はキャリアアップ助成金を準備しましたが会社がやらないと対象にならない。賃金アップでみんなが喜べるように早く制度を整えて欲しい。**」

修正案提出の概要は以下のとおりです。

- 今回の雇用保険法の改正案における「雇用保険の適用対象者の拡大（一週間の所定労働時間20時間以上から10時間以上に変更）」については、働き方の多様化が進展する中で雇用のセーフティネットの拡大につながることから、支持できるものです。
- 一方、本適用拡大の施行時期「令和10年10月1日」について、十分な周知期間の確保、事業主の事務負担の増加に対する準備期間の確保、システム改修の必要性などについては、一定の理解はできますが、施行まで4年以上の期間を要するのはあまりに遅すぎます。
- 現在、社会保険に係る年収の壁の問題に直面している短時間労働者が、賃上げに伴う就業調整により雇用保険の適用から外れてしまいます。短時間労働者に対しては、家族の介護、育児、本人の疾患、疾病等やむを得ない理由で短時間労働にならざるを得ない方もおり、働き方に中立的な社会保障制度改革を推進する必要があること、そして目の前の雇用のセーフティネットを十分に確保していくことが重要です。
- 一度雇用保険の適用から外れた場合、それまでに保険料を何十年納めていたとしても、適用拡大後に改めて加入する際にはゼロからの加入となります。この際、基本手当の受給に必要な被保険者期間を満たすまでに日数を要する上、被保険者期間等に応じて決定する基本手当の所定給付日数の点でも不利となってしまいます。こうした方が生じないよう、一刻も早く適用拡大を行うべきです。
- 政府は年収の壁への対応として、キャリアアップ助成金による支援策を講じておりますが、この支援策は令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象です。雇用保険の適用拡大の施行を早めることは、令和8年4月以降の切れ目のない支援にも資する対策となります。
- 以上の問題意識を踏まえ、雇用保険の適用対象者の範囲の拡大及び特定求職者の範囲に関する暫定措置に係る改正の施行期日を令和8年4月1日に改めるための修正案を提案しました。

残念ながら、本修正案は多数を得られず否決となりましたが、寄せられた声を引き続き国会の場で訴えていきます。